

総合教育会議資料
令和6年5月1日
教育部指導課

次期学習者用コンピュータの調達について

1 提案理由

学校に導入されている学習者用コンピュータは令和7年度までの運用を目的として、市が購入したものであるため、次期学習者用コンピュータの選定を行う必要がある。

令和8年度当初から次期学習者用コンピュータを運用するためには、令和7年度末までにキitting作業（子どもたちがすぐに使用できる状態にまで準備する作業）が行われなければならない。このため、今年度早期に次期学習者用コンピュータに必要な機能等について十分に検討し、調達機材を想定しておく必要がある。

2 国・都から提示されている調達方法

①共同調達	②オプトアウト
<ul style="list-style-type: none"> ・都の指定した委員会で検討し、指定された機材になる。 ・現在使用している機材よりもやや低スペックになる見込み。 	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調達では購入できない高機能の機材購入など、条件に基づいて国に申請を行う。 ・現在使用している機材と同程度または、より高機能なものを使用できる見込み。
右記以外の都内自治体（現時点）	西東京市、杉並区、世田谷区、品川区、足立区、台東区、墨田区、北区、荒川区、港区、東京都（都立）

3 次期学習者用コンピュータの選定に向けた観点

次期学習者用コンピュータ検討委員会では、以下の観点を中心に、本市の児童・生徒に必要な機能の意見聴取を予定している。

- ・機材の大きさ
- ・機材の重量
- ・必要な機能
- ・授業でどのように活用したいか
- ・価格 等